

新潟県小学校児童見舞金規程

(目的)

第 1 条 この見舞金は、新潟県小学校児童にかかわる死亡、災害及び県外小学校児童の受けた甚大な災害に対し、児童の同情心を涵養し、相互扶助の精神を助長するために、全県小学校児童の名のもとに贈るものである。

(対象)

第 2 条 この見舞金は、死亡した児童及び天災地変や火災に遭遇した児童を対象として適用する。

(募 金)

第 3 条 見舞金は、県内小学校児童より募金する。

(見舞金額)

第 4 条 見舞金の額は、下記の通りに定める。

但し、広域に渡る大規模災害の場合の額は、理事会に於いて別に定める。

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| 1 死亡の場合 | 金50,000円 |
| 2 全焼・全壊・流失の場合 | 金50,000円 |
| 3 半焼・半壊の場合 | 金30,000円 |
| 4 床上浸水の場合 | 金20,000円 |
| 5 避難指示の場合 | 金10,000円 |
| 6 その他必要と認めるものは、その都度理事会においてこれを定める。 | |

(見舞金の申請)

第 5 条 見舞金の申請は、当該郡市の校長会長が行う。申請書は別に定める。

(県外見舞)

第 6 条 県外への見舞金は、理事会の承認を経て行う。

(会 計)

第 7 条 この規程による会計は、独立経理とし毎年代議員会において会計報告を行う。

附記 この規程は、昭和33年1月13日から実施する。

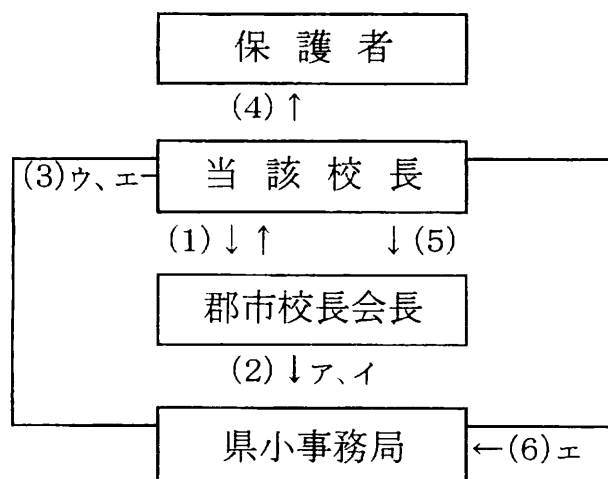
- | | |
|------------|-----------------------------|
| 昭和33年9月20日 | 改正 |
| 昭和39年5月 8日 | 一部修正 |
| 昭和45年5月 7日 | 一部修正(金額) |
| 昭和46年5月 7日 | 一部修正(床上浸水) |
| 昭和48年9月21日 | 改正(昭和48年4月1日から適用) |
| 昭和50年4月 1日 | 一部修正(金額) |
| 昭和56年5月14日 | 一部修正(金額)(昭和56年4月1日から適用) |
| 昭和62年5月14日 | 一部修正(金額)(昭和62年4月1日から適用) |
| 平成元年5月16日 | 一部修正(平成元年4月1日から適用) |
| 平成 3年5月17日 | 一部修正(平成3年4月1日から適用) |
| 平成17年5月11日 | 一部修正・追加(見舞金額) |
| 平成21年5月15日 | 一部修正・追加 被災証明(平成21年4月1日から適用) |

(児童見舞金に関する確認事項)

- 1 家屋火災で児童が焼死といったケースでは、死亡事故として取扱いの上位を対象とする。
- 2 火災に際して、放水による被害を受けた場合、消防署から水損の被災証明書が出ない場合がある。その場合は、「床上浸水等」に該当するものとし、校長の被災証明を添付した申請書を提出することとする。(昭和50年6月10日、県小評議員会)
- 3 「避難指示等の場合」は、市町村長の避難命令が出され、7日以上外泊した場合において、校長の被災証明を添付した申請書を提出した場合である。(平成元年5月16日、代議員会)
- 4 火災の被災証明書については様式2とする。但し、様式2-2に代えることができる(新聞記事添付)。(平成21年5月15日、代議員会)

児童見舞金の送付手続き

1 見舞金の送付手続き



- (1) 当該校長は、申請手続き(様式1, 様式2または様式2-2)を郡市校長会長に依頼する。
- (2) 郡市校長会長は、ただちにア・イを県小事務局へ送付する。
 - ア 「児童見舞金申請書(様式1)」
 - イ 「被災証明書(様式2または様式2-2)」
 - ※ 死亡の場合は、様式1のみ
- (3) 県小事務局は、当該校長宛に送金する。同時に(ウ)・(エ)及び見舞金用封筒を郵送する。
 - ウ 「児童見舞金送付書(様式3)」 「児童見舞金領収通知書(様式5)」
 - エ 「児童見舞金領収書(様式4)」
- (4) 当該校長は、見舞金を保護者にお渡しする。
- (5) 当該校長は、「児童見舞金領収通知書(様式5)」を郡市校長会長に回送する。
- (6) 当該校長は、「児童見舞金領収書(様式4)」を県小事務局へ回送する。

2 焼失の程度 (火災報告取扱要領一自治省消防庁)

「全焼・流失」

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの、またはこれ未満であっても、残存に補修を加え再使用できないものをいう。

「半焼」

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいう。

「部分焼・水損」

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のもの、または建物の収容物のみ損傷したものをいう。

(様式1)

No. _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

新潟県小学校長会長 様

郡 _____ 小学校長会
市 _____
会長 _____

印

新潟県小学校児童見舞金申請書

下記により見舞金をいただきたく申請いたします。

1	学校所在地 学校名 校長氏名	〒 _____ _____ 郡 _____ 市 _____ 町 _____ 村 _____ 小学校 Tel (_____) _____ 校長 _____
2	児童 学年・氏名	(_____ 学年) (_____ 学年) (_____ 学年)
3	保護者 住所・氏名	
4	見舞対象 (○をつける)	病死(病名 _____) 事故死(死因 _____) 全焼 _____ 全壊 _____ 流失 _____ 半焼 _____ 半壊 _____ 床上浸水等(部分焼・水損を含む)
5	事由発生年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
6	送金先銀行名	銀行 _____ 店 _____ フリガナ _____ 口座番号 _____ 口座名 _____ フリガナ _____ 氏名 _____

※ 2の児童氏名で兄弟関係は連名のこと
※ 4の「事故死」の死因は水死、交通事故死、焼死等の書き方でよい
死亡は医師証明不要、他は被災証明添付のこと

(様式2)

No. _____
平成 年 月 日

証明者

様

申請者 住所
氏名 印
児童名 ()
児童名 ()
児童名 ()

このたび、新潟県小学校長会に提出の必要が生じたので、下記事項について証明をお願いいたします。

記

- 1 被災住宅の所在地
- 2 被害発生年月日 平成 年 月 日
- 3 居宅被害状況判定
(全半焼等明記)

(第 号)

被災証明書

上記のとおり相違ないことを証明する

平成 年 月 日

証明者

印

(様式2-2)

平成 年 月 日

新潟県小学校長会

会長

様

小学校長

印

このたび、当校児童（ 年 さん）宅が火災により被災いたしました。

下記のとおり証明いたします。

記

○ 校長の所見

○ 新聞の切り抜き等の添付

(様式1)

No. _____
平成〇〇年〇月〇〇日

新潟県小学校長会長 様

〇〇市小学校長会

会長 〇 〇 〇 〇 印

新潟県小学校児童見舞金申請書

下記により児童見舞金をいただきたく申請いたします

・当該市の小学校長会長名を記載し、会長印を押印します。

1 学校所在地 学校名 校長氏名	〒9**-**** 〇〇市〇〇〇町*-*-* 〇〇市立〇〇〇小学校 TEL (02*) ***-**** 校長 〇〇〇〇
2 児童 学年・氏名	(〇学年) 〇〇〇〇 (〇学年) 〇〇〇〇
3 保護者 住所・氏名	〇〇市〇〇〇*-*-* 氏名 〇〇〇〇
4 見舞対象 (〇をつける)	病死(病名) 事故死(死因) 全焼 全壊 流出 半焼 半壊 床上浸水等 避難指示 (部分焼・水損を含む)
5 事由発生年月日	平成〇〇年〇月〇〇日
6 送金先銀行名	〇〇銀行 〇〇支店 口座番号 フリガナ 口座名 〇〇〇〇 フリ ガナ 氏名 〇〇〇〇

・当該児童名を記載します。
・兄弟があるときは、連名です。

・見舞対象の事案に〇を付けます。

※ 2の児童氏名で兄弟関係は連名のこと

※ 4の「事故死」の死因は、水死、交通事故、焼死等の書き方でよい
死亡は医師証明不要 他は被災証明添付のこと

平成 年 月 日

新潟県小学校長会
会長 様

小学校長 様

このたび、当校児童(年 さん) 宅が火災により被災いたしました。

このことにつき、下記のとおり証明いたします。

記

○ 校長の所見

月 日早朝、被災現場を確認し、家族と対面。本宅を全焼、家族は全員避難した。家財道具、児童の学用品等はすべて消失。そのため家族 人(両親、 本人)は、すぐ近くの さん宅 () に一時避難し、しばらくそこから登下校する。子どもを救出した父親は、呼吸器疾患のため、その日から入院中。近々、学校からほど近い さんに転居予定である。

以上のことから、子どもの学習生活環境等の劣悪さについてご配慮賜り、児童見舞金をお願いしたく、ここに申請いたします。

○ 新聞の切り抜き等の添付

新潟日報

27 社 会 統 ☆ 20 年(平成 年) 月 日 (曜日)

防波堤から転落
釣りの男性死亡
新潟

午前8時前、新潟市 区の 港西防波堤で、 さんが海に浮いているのを釣り人が見つけ、第九管区海上保安本部に通報した。消防が引き上げたが、搬送先の病院で死亡が確認された。

新潟北署によると、 さんは同日早朝から友人と釣りに来ていて、防波堤から転落したとみられる。

午前 時ごろ、 さんが さんから出火、住宅約 平方メートルを全焼した。 さんが煙を吸って気分が悪くなり、病院に運ばれたが、命に別条はない。

加茂でも
午後1時すぎ、加茂市 町の さん(方)から出火、住宅約 平方メートルを全焼した。

(加茂署)

新潟の当番弁護士
井員子 地区 31日 筒
〒951-8501 新潟市 区 1-1-1 船橋昌幸